

高槻ワーキングニュース

雇用の分野で障がい者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となります

「障害者の雇用の促進等に関する法律」を改正 平成28年4月1日から施行

Point 1 雇用の分野での障がい者差別を禁止

募集・採用、賃金、配置、昇進などの雇用に関するあらゆる局面で、障がい者であることを理由とする差別を禁止します。

- ◆単に「障がい者だから」という理由で、求人への応募を認めないこと
- ◆業務遂行上必要でない条件を付けて、障がい者を排除すること
- ◆労働能力などを適正に評価することなく、単に「障がい者だから」という理由で、異なる取扱をすること



など

Point 2 合理的配慮の提供義務

事業主は、合理的配慮として、例えば以下の措置を提供していただく必要があります。

- ◆視覚障がいがある方に対し、点字や音声などで採用試験を行うこと
- ◆聴覚・言語障がいがある方に対し、筆談などで面接を行うこと
- ◆肢体不自由がある方に対し、机の高さを調節するなど作業を可能にする工夫を行うこと
- ◆知的障がいがある方に対し、図などを活用した業務マニュアルを作成したり、業務指示は内容を明確にしてひとつずつ行ったりするなど作業手順を分かりやすく示すこと
- ◆精神障がいがある方などに対し、出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮すること



など

Point 3 相談体制の整備、苦情処理、紛争解決の援助

事業主は、相談窓口の設置など、障がい者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備が求められます。また、事業主は、障がい者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。

* 詳細については、厚生労働省ホームページ「障害者雇用対策」に関係資料を掲載中です。

URL:http://www.mhiw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaishakoyou/shougaisha_h25/index.html

障害者雇用対策

検索

* ご不明な点は、大阪労働局またはお近くのハローワークにお問合せください。

大阪労働局 職業対策課 TEL: 06-4790-6300

社会保障・税の手続書類へのマイナンバーの記載について、ご協力をお願いします。

- ◆ 社会保障・税に関する手続書類の作成事務を処理するために必要がある場合に
限って、従業員にマイナンバーの提供を求められます。

また、従業員から受け取ったマイナンバーは適切に管理する必要があります。

《社会保障（雇用保険、健康保険・厚生年金保険等）・税に関する手続書類》

- 雇用保険被保険者資格取得届・喪失届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届・喪失届、源泉徴収票、支払調書 等

- ◆ マイナンバーの提供を求める時期等について、マイナンバー法やガイドライン等のルールを守っていただくようお願いいたします。

《マイナンバーの提供を求める時期》

- 社会保障・税に関する手続書類の作成事務が発生した時点が原則です。
- 契約を締結した時点等のその事務の発生が予想できた時点で求めることは可能と解されています。
- * 例えば、給与所得の源泉徴収票等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で事業主から従業員にマイナンバーの提供を求めることも可能であると解されます。
- * 雇用契約を締結する前(採用面接時等)に事業主から採用選考対象者等にマイナンバーの提供を求めることはできません。
- * いわゆる「内定者」については、その立場や状況が個々に異なることから、一律に取り扱うことはできませんが、例えば「内定者」が確実に雇用されることが予想される場合(正式な内定通知がなされ、入社に関する誓約書を提出した場合等)には、その時点でマイナンバーの提供を求めることができると解されます。

<マイナンバー制度全般のご相談は>

- ◆ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

・ 平日9:30-22:00 土日祝日(年末年始を除く) 9:30-17:30

※平成28年4月からは、平日9:30-17:30(年末年始を除く)。

※一部IP電話等をつながらない場合は、通知カード、個人番号カードについては、050-3818-1250 ・ 其他のお問い合わせについては、050-3816-9405 におかけください。

<マイナンバーの取扱いについての苦情のご相談は>

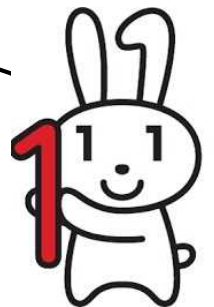
- ◆ 個人情報保護委員会 マイナンバー苦情あっせん相談窓口

03-6441-3452 ・ 平日 9:30-17:30

※ただし、平成28年3月下旬に、電話番号を変更する予定となっています。

それ以降におかけになる場合は、お手数ですが、個人情報保護委員会ホームページで電話番号をご確認ください。 <http://www.ppc.go.jp/application/complaints/>

- ・ この窓口では、事業主等に対する苦情に関する相談を行っています。



事業主の皆様へ

高槻地区人権推進員企業連絡会

に加入し、一緒に人権問題に取り組みませんか！

人権推進員選任対象事業所

(1) 常時使用する従業員数が25人以上の事業所

(公益性の高い社会福祉法人、医療法人、学校

法人や事業所として個人情報を取り扱うこと

の多い事業者等については従業員25名未満でも対象)

(2) (1) の他、大阪府知事または公共職業安定所長が適当と認める事業所



高槻地区人権推進員企業連絡会

(略称：高槻地区人企連) とは？

高槻市内に事業所を置く企業を主体に125社
(2016年3月1日現在)で組織されている任意
団体です。1978年11月28日に発足して以来、
「就職の機会均等」と「人権尊重社会の実現」
を目指し、企業の立場から、さまざまな人権問
題の解決に向けて取り組んでいます。

加盟関係機関・団体主催の講演会、研修会等に
係る参加費は当会で負担しますので、会員企業
は無料で参加できます。

—問合せ先—

高槻地区人権推進員企業連絡会 事務局

(高槻市 産業環境部 産業振興課内)

TEL 072-674-7411 FAX 072-674-9550

E-mail: sangyous@city.takatsuki.osaka.jp

活動内容

新入社員・管理職・人事労務者研修などに
ご活用ください！

- ・人権啓発などのビデオソフト (VHS・DVD)
 図書[※]の無料貸し出し
- ・研修向けにプロジェクター[※]の無料貸し出し
- ・人企連情報BOX通信 (各種研修・講演会、
 労働関係法規の改正情報) の発行
- ・人権関係図書・冊子等配布
- ・大阪企業人権協議会主催の「人権リーダー
 養成講座」等の、情報BOXやメール便で
 提供する講座の受講料が無料！

随時、会員企業を受け付けております。

詳細は、高槻市 (産業振興課) のホームページでもご確認いただけます。

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/kakuka/sangyou/sangyous/gyomuannai/roudou/1389058172705.html>

労働に関する疑問やトラブルはありませんか？ 専門の相談員が解決をお手伝い！

●相談内容

例えば…



《就業規則》

- ・就業規則を見直したいが、どのようにすればよいのか

《休暇》

- ・有給休暇をとらせてもらえない



《労働契約》

- ・労働契約を結ぶ方式は自由です。労働契約を結ぶ前の注意点など。

《その他》

- ・職場のいじめ、嫌がらせ、セクハラ等で悩んでいる
- ・労災、雇用保険の手続き方法がわからない

●相談日時・場所（予約優先）

第1・3・5火曜日 と 毎週木曜日
午後1時 から 午後5時 まで



高槻市総合市民交流センター(クロスパル高槻)
5階 ワークサポートたかつき内

第2・4・火曜日(夜間労働相談)
午後5時 から 午後9時 まで



高槻市総合市民交流センター(クロスパル高槻)
4階 第5会議室 (平成28年2月9日よりフロア
が5階から4階に変更になりました。)

* 事業主、労務担当者、勤労者の方も
お気軽にお問合せ、ご利用ください。

●問合せ・予約申込み

高槻市産業振興課

電話 072-674-7411

◆6月は「就職差別撤廃月間」です

しない、させない、就職差別！

公正採用選考人権啓発推進員制度に基づいた
「公正採用ルール」を守りましょう！

※本市では、6月1日（水）に街頭啓発
キャンペーンを実施する予定です。



次回のワーキングニュースは平成28年6月25日発行予定です。